

インターネット出願の説明 (1)

平成 20 年度特許制度運用協議委員会



副委員長 榎本 英俊
(1 章担当)

委員 斎藤 美晴
(2, 3 章担当)

— 目 次 —

- 1 章 インターネット出願に必要な回線, パソコン, OS, インターネット出願ソフトの入手方法 (83 ページ)
 - I インターネット出願に必要な回線
 - 1. はじめに
 - 2. 推奨回線
 - 3. ネットワーク経由の接続
 - II インターネット接続パソコンの準備
 - 1. はじめに
 - 2. 対応 OS
 - 3. 推奨マシンスペック
 - III インターネット出願ソフトの入手手順
 - 1. 概要
 - 2. 入手手順
- 2 章 インターネット出願に利用可能な電子証明書とその選択方法 (86 ページ)
 - I 電子証明書
 - 1. 電子証明書とは
 - 2. 電子証明書の性格
 - 3. 電子証明書の種類
 - (1) 個人電子証明書と法人電子証明書
 - ア. 個人電子証明書
 - イ. 法人電子証明書
 - (2) ファイル形式と IC カード形式の電子証明書
 - ア. ファイル形式の電子証明書
 - イ. IC カード形式の電子証明書
 - II インターネット出願に利用可能な電子証明書
 - 1. 個人電子証明書を販売する認証局
 - (1) ファイル形式の民間認証局 (4 社) とサービス名
 - (2) IC カード形式の民間認証局 (10 社) とサービス名
 - (3) IC カード形式の公的機関とサービス名
 - 2. 法人電子証明書を販売する公的機関
 - III 電子証明書の選択にあたっての注意点
 - 1. ファイル形式か IC カード形式か
 - 2. パソコンの OS との関係
 - 3. PCT-RO
 - 4. 個人用, 法人用, 旧姓使用 (ファイル形式)
 - (1) 個人用
 - (2) 法人用
 - (3) 旧姓使用
 - (4) 日本商工会議所の特徴
 - 5. 入手方法 (ファイル形式)
 - (1) 申込み
 - (2) 申込みに必要な書類
 - (3) 電子証明書自体の入手方法
 - 6. 有効期間と料金 (ファイル形式)
 - 7. 有効期間後の再取得
 - 8. 公的個人認証サービス (住基カード)
- 3 章 個々の認証局からの電子証明書の入手方法及び扱い方 (90 ページ)
 - I 電子証明書入手に当たっての共通事項
 - 1. 概要
 - 2. ファイル形式の認証局の一覧
 - II 日本認証サービス(株)ーファイル形式の電子証明書ー
 1. 特徴
 2. 入手手順
 3. 入手後の処理
 - III 日本商工会議所ーファイル形式の電子証明書ー
 1. 特徴
 2. 入手手順
 3. 入手後の処理
 - IV (株)中電シーティーアイーファイル形式の電子証明書ー
 1. 特徴
 2. 入手手順
 3. 入手後の処理

- V セコムトラストシステムズ(株)ーファイル形式の電子証明書ー
 - 1. 特徴
 - 2. 入手手順
 - 3. 入手後の処理
- VI 公的個人認証サービス（住基カード）
 - 1. 特徴
 - 2. 入手方法
 - 3. 利用上の注意点
 - 4. 入手後の処理
- VII 法人電子証明書
 - 1. 特徴
 - 2. 商業登記用ソフトウェア
 - 3. 入手手順
- VIII 入手した電子証明書の扱い
 - 1. ファイル形式の電子証明書
 - 2. IC カード形式の電子証明書
- IX 電子証明書入手に当たっての管理
 - 1. 住民票及び印鑑登録証明書等の管理
 - 2. パスワード等の管理
 - 3. 電子証明書の管理
- X まとめ

ー以下次号以降ー

- 4 章 インターネット出願ソフトのインストール，環境設定及び旧資産の取り扱いについて「次号」
 - I インターネット出願ソフトのインストール
 - II インターネット出願ソフトの環境設定
 - III ひな型のインストール
 - IV 旧資産の取り扱い
- 5 章 申請人利用登録
 - I 申請人利用登録の準備
 - II 申請人利用登録
 - III サービスメニュー設定
 - IV 識別番号リストメンテナンス（電子証明書（ファイル形式）のみ）
- 6 章 GUEST モード，料金納付方法，電子証明書の管理，およびインターネット出願ソフトの PCT-RO への対応
 - I. GUEST モード
 - II. 料金納付方法
 - III. 電子証明書の管理
 - IV. インターネット出願ソフトの PCT-RO への対応
- 7 章 PCT-SAFE による PCT-RO インターネット出願
 - I. PCT 出願の手続き方法
 - II. PCT-RO インターネット出願の利用準備
 - III. 出願の流れ

1 章 インターネット出願に必要な回線，パソコン，OS，インターネット出願ソフトの入手方法

本章では，インターネット出願に必要な通信環境，インターネット接続パソコンの準備，インターネット出願ソフトの入手方法について説明します。

I インターネット出願に必要な回線

1. はじめに

ISDN 回線を利用したオンライン手続は，平成 22 年 3 月末で廃止され，インターネット回線を利用したオンライン手続に一本化されます。このため，平成 22 年 4 月以降，特許庁にオンライン手続を行うには，インターネット回線の利用が必須となります。現在，インターネット接続環境を導入されていない場合は，インターネットサービスプロバイダ等にご相談いただき，早めのご準備をお願いいたします。

2. 推奨回線

ADSL，光（FTTH），CATV 等のように，通信処理速度が高速となるブロードバンド（常時接続）でのインターネット接続環境が推奨されております。

なお，フレッツ ISDN でのインターネット接続も可能ですが，手続時の通信時間の短縮化のためには，通信処理速度が一層高速となる上記ブロードバンドでのインターネット接続環境をお勧めいたします。

また，公衆網モデム接続（56kbps 以下）でのインターネット出願は推奨されておられません。

3. ネットワーク経由の接続

企業や事務所内のネットワーク経由のインターネット接続も可能です（プロキシサーバを経由も可）。

ただし，SSL（及び http）が外部接続で透過可能であることが必要になりますが，外部接続が透過可能でない場合でも，プロキシ認証での基本認証のみサポートされます。従って，外部接続が，統合 Windows 認証，IC カード認証，ダイジェスト認証など基本認証以外で許容される場合は利用できません。この場合は，http,https での外部接続を基本認証で行えるようになるか，認証なし（匿名アクセス）に変更した通信環境にする必要があります。

なお，プロキシサーバ経由での接続は，プロキシの機種，ソフト，バージョンにより動作不具合が出る可

能性がある点、ご留意下さい。

II インターネット接続パソコンの準備

1. はじめに

インターネット出願ソフトは、Windows, Macintosh (Mac), Linux の各プラットフォームに対応しており、インターネット出願ソフトを正常に動作させるためには、各プラットフォームについて以下の機器や環境が必要となります。

2. 対応 OS

インターネット出願ソフトは以下の OS に対応しており、当該何れかの OS がパソコンに導入されていることが必要です。例えば、Windows 98 等の古い OS は、動作保証がされておきませんので、このような古い OS を現在ご使用の場合は、以下に列記された OS が導入されたパソコンを新たにご準備下さい。

① Windows 関連

- ・ Microsoft Windows 2000 Professional SP4 以降（日本語）
- ・ Microsoft Windows XP Home Edition SP2 以降（日本語）
- ・ Microsoft Windows XP Professional SP2 以降（日本語）
- ・ Microsoft Windows Vista Home Basic（日本語）
- ・ Microsoft Windows Vista Home Premium（日本語）
- ・ Microsoft Windows Vista Business（日本語）
- ・ Microsoft Windows Vista Ultimate（日本語）

※ Windows Vista でインターネット出願ソフトを利用する場合、Java ランタイム（Java 実行環境（JRE））が必要になります。

※ Windows Vista 環境は、Windows 2000, Windows XP からバージョンアップした環境では、動作保証外とされておりますので、ご注意下さい。

② Mac 関連

- ・ Mac OS X Tiger（10.4.11）（日本語環境）
- ・ Mac OS X Leopard（10.5.2）（日本語環境）

③ Linux 関連

- ・ Red Hat Enterprise Linux 5 Desktop（日本語環境）
- ・ SUSE Linux Enterprise Desktop 10（日本語環境）

3. 推奨マシンスペック

推奨されているマシンスペックは次の通りです。インターネット出願ソフトを快適にお使いいただくためには、以下推奨値以上の性能を持ったパソコンの使用をお勧めします。

① Windows 2000, Windows XP の場合

CPU	Pentium III 800MHz 以上を推奨（Pentium III 500MHz 以上必須） （または同等以上の性能を有する x86 互換 32bitCPU）
必要メモリ容量	・ 20MB 以下の送信ファイルを扱う場合 対応 OS が推奨するメモリ + 256MB 必須 （例えば、XP の場合、推奨メモリが 128MB ですので、384MB 以上のメモリが必要です。） ・ 20MB 超 200MB までの送信ファイルを扱う場合 対応 OS が推奨するメモリ + 768MB 以上必須
ハードディスク 空き容量	40GB 以上を推奨（4GB 以上の空き容量必須）
ディスプレイ	1024 × 768 ピクセルを推奨（256 色以上必須） ※ディスプレイの色に 16 色は利用できません。

② Windows Vista の場合

CPU	Pentium III 1GHz 以上を推奨 （または同等以上の性能を有する x86 互換 32bitCPU）
必要メモリ容量	・ 20MB 以下の送信ファイルを扱う場合 対応 OS が推奨するメモリ + 500MB 必須 （例えば、Home Premium の場合、OS の推奨メモリが 1GB ですので、1.5GB 以上のメモリが必要です。） ・ 20MB 超 200MB までの送信ファイルを扱う場合 対応 OS が推奨するメモリ + 1GB 以上必須
ハードディスク 空き容量	40GB 以上を推奨（4GB 以上の空き容量必須）
ディスプレイ	1024 × 768 ピクセルを推奨（256 色以上必須） ※ディスプレイの色に 16 色は利用できません。

③ Mac の場合

CPU	Intel Core プロセッサ（32bit） PowerPC G4（32bit）800MHz 以上
必要メモリ容量	1GB 以上必須 ・ 20MB 以下の送信ファイルを扱う場合 OS 必要量 512MB + アプリケーション 512MB 以上 ・ 20MB 超 200MB までの送信ファイルを扱う場合 OS 必要量 512MB + アプリケーション 1GB 以上
ハードディスク 空き容量	40GB 以上を推奨（4GB 以上の空き容量必須）
ディスプレイ	1024 × 768 ピクセル以上必須。High Color（16bit）以上必須 ※ディスプレイの色に 16 色は利用できません。
必須ライブラリ	Java Runtime Environment Version 5 がソフトウェア・アップデートにより最新になっていること

④ Linux の場合

CPU	x86 (i386) 互換 32bitCPU 動作周波数 800MHz 以上
必要メモリ容量	1GB 以上必須 ・ 20MB 以下の送信ファイルを扱う場合 OS 必要量 512MB + アプリケーション 512MB 以上 ・ 20MB 超 200MB までの送信ファイルを扱う場合 OS 必要量 512MB + アプリケーション 1GB 以上
ハードディスク空き容量	40GB 以上を推奨 (4GB 以上の空き容量必須)
ディスプレイ	1024 × 768 ピクセル以上必須。High Color (16bit) 以上必須 ※ディスプレイの色に 16 色は利用できません。
必須ライブラリ	・ カーネル 2.6.16 以上 ・ glibc2.4 または 2.5 ・ KDE または GNOME デスクトップ環境 ・ Java Runtime Environment 6 update 3 以降 ・ openldap

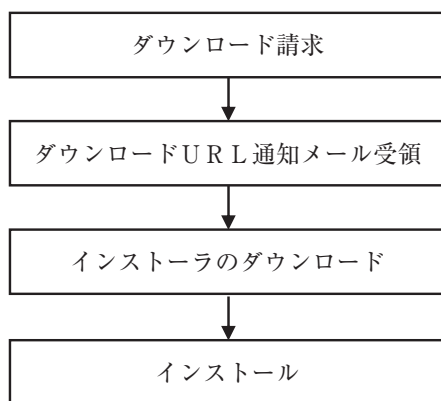
Ⅲ インターネット出願ソフトの入手手順

1. 概要

インターネット出願ソフトの入手は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の「電子出願ソフトサポートサイト」からダウンロード請求を行い、その後、通知されるダウンロード先 URL にアクセスしてダウンロードする方法のみとなっております (CD-ROM 等の配布は行っていません)。

2. 入手手順

インターネット出願ソフトの入手手順は、次の通りとなります。



①ダウンロード請求

独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページ (<http://www.inpit.go.jp/index.html>) の「パソコン電子出願」→「電子出願ソフトサポートサイト」→「イ

ンターネット出願ソフト」→「ソフトのダウンロード請求」にアクセスし、使用許諾書に同意すると、「電子出願ソフトダウンロード請求」画面が現れます。この画面に必要な事項を入力した上で、「ダウンロード請求」ボタンをクリックすることにより、インターネット出願ソフトのダウンロードを請求します。

なお、インターネット出願ソフトを入手する際、ダウンロード先 URL を電子メールで通知しますので、電子メールアドレスをお持ちでない場合は、電子メールアドレスを事前に取得する必要があります。ダウンロード請求には、無料で取得した電子メールアドレス (フリーメールアドレス) は利用できません。

「電子出願ソフトダウンロード請求」画面

電子出願ソフトダウンロード請求

ソフトの種類
1つ選択してください

住所又は居所(全角)
※都道府県名から入力

氏名又は名称(全角)

E-Mailアドレス(半角)
確認のため再入力してください

主な搭載OS
インターネット接続方法

ダウンロード請求 キャンセル

入力した個人情報は、以下のプライバシーポリシーにて適切に取り扱います。

プライバシーポリシー

- 収集する情報の範囲及び利用目的
電子出願ソフトダウンロード請求時に住所、氏名、E-Mailアドレスのご記入をお願いしていますが、収集した情報については、電子出願ソフトダウンロードURL通知メール及びダウンロード状況を把握するための統計、又ダウンロードに関するお問合せが発生した場合の確認のために利用します。
- 収集した情報の利用及び提供の制限
収集した情報は、本ソフトウェアの配布先の確認などに利用させていただく場合があります。また、ダウンロード可能期間経過後は速やかに削除するものと、収集した情報は、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供いたしません。
- 適用範囲
本プライバシーポリシーは、当サイトにおいてのみ適用されます。

「ソフトの種類」は、お使いになるプラットフォーム (Windows, Mac, Linux) に対応するインターネット出願ソフトを選択して下さい。例えば、Windows をお使いの場合は、「インターネット出願ソフト (Windows)」を選択して下さい。

「主な搭載 OS」は、使用するパソコンに導入されている OS を選択して下さい。

「インターネット接続方法」は、社内 LAN, 光ファイバー, ADSL 等、ご自身のインターネット接続環境を選択して下さい。

②ダウンロード URL 通知メールの受領

ダウンロード請求をしてから数分後に、「電子出願ソフトダウンロード請求」画面に入力したメールアドレスに以下のような通知メールが送られます。

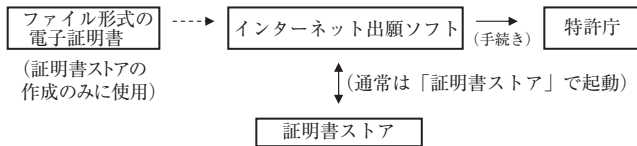
動して手続きする際に使用します。法人は個人電子証明書を使用できません。

(2) ファイル形式と IC カード形式の電子証明書

ア. ファイル形式の電子証明書

ファイル形式の電子証明書は、電子証明書（電子データ）を一般的なファイルに格納し、オンライン、CD-R 又は FD 等で供給されるもので、「PKCS#12」形式といわれます。

次号で説明がありますが、ファイル形式の電子証明書は、インターネット出願ソフトを用い、USB メモリ、MO、ハードディスク等に「証明書ストア」として暗号化して格納する際に使用します。通常、この「証明書ストア」を使用し、オリジナルの電子証明書を使用しません。



イ. IC カード形式の電子証明書

IC カード形式の電子証明書は、電子証明書（電子データ）を IC カードに格納して供給されるもので、「PKCS#11」形式といわれます。

IC カード形式の電子証明書は、それ自体が「証明書ストア」機能を有するので、「証明書ストア」を作成しません。IC カード形式の電子証明書は、使用の都度、パソコンに接続したカードリーダーにそれ自体をセットして使用します。



II インターネット出願に利用可能な電子証明書

現在、電子証明書は、多数の認証局（民間業者及び公的機関）から販売供給されていますが、インターネット出願に利用可能な電子証明書は、特許庁長官告示により、平成 21 年 4 月現在、以下の認証局の電子証明書が指定されています。詳細は、(独)工業所有権情報・研修館のホームページを参照ください。

<http://www.inpit.go.jp/pcinfo/index.html>

従って、インターネット出願を利用する場合、それらの指定された認証局の何れかから電子証明書を購入する必要があります。何れを選択するかは利用者に任

されます。

1. 個人電子証明書を販売する認証局

(1) ファイル形式の民間認証局（4 社）とサービス名

日本認証サービス(株)

「AccreditedSign パブリックサービス 2」

日本商工会議所「タイプ 1 - E PKCS#12 タイプ」

セコムトラストシステムズ(株)

「パスポート forG-ID タイプ B FD シリーズ」

(株)中電シーティーアイ「個人用 CD 型」

(2) IC カード形式の民間認証局(10 社)とサービス名

日本商工会議所「タイプ 1 - A (IC カードタイプ)」

(株)中電シーティーアイ

「CTI 電子入札・申請届出対応電子認証サービス IC カードタイプ」

セコムトラストシステムズ(株)

「セコムパスポート forG-ID (IC カードシリーズ)」

四国電力(株)「よんでん電子入札対応認証サービス」

東北インフォメーション・システムズ(株)

「TOiNX 電子入札対応認証サービス」

日本電子認証(株)「AOSign サービス」

(株)NTT アプリエ「e-Probatio PS2」

ジャパンネット(株)

「電子入札コアシステム用電子認証サービス」

(株)帝国データバンク

「TDB 電子認証サービス TypeA」

(株)ミロク情報サービス「MJS 電子証明書サービス」

(3) IC カード形式の公的機関とサービス名

市区町村（地方公共団体）

：公的個人認証サービス（住基カード）

2. 法人電子証明書を販売する公的機関

法人用の電子証明書は、法務省電子認証登記所から入手します。ファイル形式で提供されますが、日本電子認証(株)が有料で IC カード化サービスを提供しています。

法務省電子認証登記所「商業登記電子証明書」

III 電子証明書の選択に当たっての注意点

電子証明書の購入先やサービス等を選択する場合、以下の点を参考にすると良いと思われます。

1. ファイル形式か IC カード形式か

ファイル形式と IC カード形式の電子証明書では、以下のような利点と難点がありますから、使用態様に合わせて選択することが大切です。

ファイル形式と IC カード形式の何れを使用しても差し支えありませんが、電子証明書の名義人（弁理士）以外に使用を委ねる場合、以下の理由によって「ファイル形式の電子証明書」の方が扱い易いと思われま

す。ファイル形式と IC カード形式の電子証明書を比較すると、以下のようになります。

	ファイル形式	民間の IC カード形式
料 金	民間の IC カード形式より安価	民間のファイル形式より高い
必要器具	汎用メモリ	有料のカードリーダー
複写の可否	電子証明書（含む証明書ストア）の複写可能	電子証明書の複写不可
使用形態	証明書ストアの作成に使用し、その後保管。通常使用する証明書ストアは特許手続以外には使用不可。PC 限定モードの設定が可能	汎用の電子証明書として機能有り（扱い者の管理重要）、常時そのまま使用

ファイル形式の電子証明書は、電子証明書自体の料金が民間の IC カード形式より安価で、「証明書ストア」を作成するメモリも汎用の USB メモリ等の使用が可能で、経済的です。ただ、ファイル形式の電子証明書（含む証明書ストア）は、その複写が可能な点に難点があります。

しかし、ファイル形式の電子証明書は、「証明書ストア」を作成した後、常時、「証明書ストア」を使用し、オリジナルの電子証明書は秘匿できます。「証明書ストア」も内部は暗号化されていて特許手続き以外に使用できませんし、オリジナルの電子証明書に戻せません。

さらに、「証明書ストア」を作成したパソコンでしかその「証明書ストア」を使用できない「PC 限定モード」の設定が可能ですから、「証明書ストア」の作成時に名義人自身が操作するとか立ち会えば、セキュリティを確保可能であると思われま

す。他方、IC カード形式の電子証明書は、それ自体「証明書ストア」機能を有して「証明書ストア」を作成しませんし、複写もできませんから、この点ではセキュリティを確保できると思います。

しかし、民間の IC カード形式の電子証明書は、ファイル形式より料金が割高で、認証局固有の有料カードリーダーやこのドライバーソフトが必要です。

さらに、「インターネット出願ソフト」を使用して手続きする際、常時、IC カード自体とこのパスワードを使用しますから、名義人（弁理士）自身が使用することが前提であると思います。「電子証明書は実印に相当する」ことを考慮すれば、IC カード形式の電子証明書は必ずと使用形態の特殊性が理解できると思います。

2. パソコンの OS との関係

パソコンの OS と電子証明書の関係は、以下のようになっており、いずれの OS にも利用可能な電子証明書はファイル形式です。

（平成 21 年 4 月現在）

	ファイル形式	IC カード形式 (住基カード)	IC カード形式 (民間)
Windows 2000 Windows XP	○	○	○
Windows Vista	○	○	一部×
Mac OS Linux	○	×	×

3. PCT - RO

インターネットを介し、日本国特許庁を受理官庁とする PCT 出願（PCT - RO）をするには、当面、WIPO（世界知的所有権機関）が提供するソフト「PCT - SAFE」を用います。

PCT - SAFE では、ファイル形式の電子証明書に限定され、IC カード形式の電子証明書はサポートされていません。

平成 22 年 1 月には、「インターネット出願ソフト」にオンライン PCT 出願機能（パソコン出願ソフト 3 と同等の日本語国際出願機能）が搭載される予定です。インターネット出願ソフトに搭載予定の国際出願機能では、ファイル形式及び IC カード形式（含む住基カード）の電子証明書がサポートされる予定です。

以上の点を勘案すると、ファイル形式の電子証明書のほうが扱いやすいと思われます。そのため、以下の説明では、専ら、ファイル形式の電子証明書について説明します。

4. 個人用，法人用，旧姓使用（ファイル形式）

電子証明書の使用主体が個人か、法人か、旧姓使用かによって購入先がある程度限定されます。

(1) 個人用

ファイル形式の電子証明書は次の4社に限定されます。

日本商工会議所

「タイプ1 - E PKCS#12 タイプ」

日本認証サービス(株)

「AccreditedSign パブリックサービス 2」

セコムトラストシステムズ(株)

「パスポート forG-ID タイプ B FD シリーズ」

(株)中電シーティーアイ「個人用 CD 型」

(2) 法人用

法務省電子認証登記所から入手する「法人電子証明書」に限定されます。

(3) 旧姓使用

旧姓で代理又は手続きする個人は、日本認証サービス(株)「AccreditedSign パブリックサービス 2」に決まります。

(4) 日本商工会議所の特徴

日本商工会議所の電子証明書は、個人事業主又は法人勤務者に限定されます。従って、法人でない個人経営の特許事務所に勤務する弁理士は取得できません。さらに、個人事業主は、事業所名及び住所記載のある公的書類も必要です。

5. 入手方法（ファイル形式）

(1) 申込み

いずれの認証局も、各認証局のWEBサイトからのオンライン申込みでスタートします。

(2) 申込みに必要な書類

個々の認証局の申込書に加え、住民票の写し及び印鑑登録証明書等の公的書類が必要です。個々の認証局や電子証明書のオプションによっては他の公的書類が必要です。

(3) 電子証明書自体の入手方法

ファイル形式の電子証明書は、認証局によって以下のように差異があります。ICカード形式の電子証明

書はICカード自体を取得します。法人電子証明書については、「3章 個々の認証局からの電子証明書の入手方法及び扱い方」を参照ください。

日本認証サービス(株) : オンラインによるダウンロードで入手

日本商工会議所 : オンラインによるダウンロードで入手

セコムトラストシステムズ(株) : FDにより郵便で入手

中電シーティーアイ : CD - Rにより郵便で入手

6. 有効期間と料金（ファイル形式，1枚あたり）

日本認証サービス(株) : 2年30日 (18,000円)

3年30日 (24,000円)

日本商工会議所 : 2年30日 (14,700円)

セコムトラストシステムズ(株)

: 2年1ヶ月 (17,220円)

3年1ヶ月 (23,940円)

(株)中電シーティーアイ : 2年1ヶ月 (18,900円)

3年1ヶ月 (25,200円)

7. 有効期間後の再取得

電子証明書は、2年又は3年の有効期間（厳密にはプラス30日又は1ヶ月）経過すると、失効します。失効する前に、再度取得が必要です。再取得時にも住民票の写し及び印鑑登録証明書等の公的書類が必要です。

そのため、電子証明書の有効期間が短いと、すぐ有効期限が到来して再取得の準備が必要ですから、有効期間は長いほうがよいと思います。筆者も、インターネット出願のテスト運用の時期（平成17年）から今年でもう3回も取得しています。運転免許の更新が2年であれば短くて面倒ですが、5年であれば助かるのと同様です。

8. 公的個人認証サービス（住基カード）

公的個人認証サービス（住基カード）はICカード形式ですが、1,000円前後と格安ですし、一般に、市区町村に出向けば速やかに取得可能であるうえ、(独)工業所有権情報・研修館（通称INPIT）の地方閲覧室の共同利用端末で利用可能です。

従って、ファイル形式の電子証明書の他に、災害への対応、自宅等での使用等を想定し、取得しておく

よいと思います。会員個人が使用するのであれば、ファイル形式の電子証明書に代えて公的個人認証サービスでの運用も可能です。

さらに、日常的に電子手続に加わらない会員が、念のため取得しておいてもよいと思われます。

Ⅳ 扱い易い電子証明書

インターネット出願に利用可能な電子証明書は、特許庁の指定するものであれば、ファイル形式、ICカード形式を問わず、有効期間も2年、3年それ以上を問わず、いずれのものでも購入できます。

しかし、実務上、扱い易い電子証明書は、一般に、ファイル形式で、有効期間の長いものが得であるといえそうです。

・オンラインでダウンロード入手を希望する会員	
日本認証サービス(株) 又は 日本商工会議所	有効期間2年又は3年の ファイル形式電子証明書 有効期間2年のファイル形式 電子証明書
・郵便で入手を希望する会員	
セコムトラストシステムズ(株) 又は (株)中電シーティーアイ	有効期間2年又は3年の ファイル形式電子証明書 有効期間2年又は3年の ファイル形式電子証明書
・自らの使用のみ予定する会員	
公的個人認証サービス (住基カード)	有効期間3年のICカード形 式電子証明書

3章 個々の認証局からの電子証明書の入手方法及び扱い方

前章で、「インターネット出願」で利用可能な電子証明書とその選択上の注意点を説明しました。

本章では、ファイル形式の個人電子証明書の入手手順、入手した電子証明書の扱い方について説明します。

ICカード形式の個人電子証明書については、前章で説明したような理由で「公的個人認証サービス」以外、利用者が少ないようですから、「公的個人認証サービス」の入手方法のみを説明します。

I 電子証明書入手に当たっての共通事項

1. 概要

何れの認証局からの購入も、WEBサイトから申込を開始します。その申し込みに際し、住民票どおりの

氏名等の記載を求められますから、予め、住民票の写しや印鑑登録証明書等の公的書類を入手しておきます。

利用申込書等は、認証局のWEBサイト又は認証局からの添付メールでダウンロード入手します。

利用申込書等に署名し実印を押印し、これと公的書類を認証局へ送付すると、審査を経て、電子証明書及びこれにアクセスするためのパスワード等が別系統(2経路)で送られます。2系統としては、電子証明書はオンラインでパスワードは本人限定受取郵便の組合せ、電子証明書は本人限定受取郵便でパスワードは書留郵便の組合せ等があります。パスワードの呼び名は、認証局によって異なります。

2. ファイル形式の認証局の一覧

ファイル形式の電子証明書を販売する民間認証局(サービス名)としては、特許庁から以下の4社が指定されています(平成21年3月現在)。

次に、ファイル形式の電子証明書を販売する個々の民間認証局の特徴や入手手順を説明します。

なお、電子証明書を取得する際、個々の認証局のWEBサイトで最新情報をご参照ください。

Ⅱ 日本認証サービス(株)

ーファイル形式の電子証明書ー

(<http://www.jcsinc.co.jp>)

1. 特徴

証明記載事項の少ないものから多いものまで複数あり、再取得時の必要書類も少なく、旧姓の証明が可能です。電子証明書はオンラインでダウンロード入手します。

①料金(税込)、有効期間

- ・料金(1枚): 18,000円(有効期間: 2年30日)
- ・料金(1枚): 24,000円(有効期間: 3年30日)

②販売対象等

- ・誰でも個人電子証明書の入手可能(属性型は個人事業主)
- ・旧姓使用が可能
- ・証明書中の記載項目の違いにより、基本型証明書、ID型証明書、属性型証明書に区別されます。何れも使用可能ですが、基本型で十分のようです。

③申込み

- ・WEBサイトから申込み、申込書等をダウンロー

	日本認証サービス	日本商工会議所	中電シーティーアイ	セコムトラストシステムズ
サービス名	AccreditedSign パブリック2 基本／ID／属性型何れも可	タイプ1－E PKCS#12タイプ	個人用CD型	パスポート forG-ID タイプB
有効期間	2年30日／3年30日	2年30日のみ	2年1ヶ月／3年1ヶ月	2年1ヶ月／3年1ヶ月
料金(税込)	2年 18,000円 3年 24,000円	14,700円(会員割引有)	2年 18,900円 3年 25,200円	2年 17,220円 3年 23,940円
申込方法	WEBで入力	WEBで入力	WEBで入力	WEBで入力
入手期間	1～2週間程度	1～2週間程度	1～2週間程度	1～2週間程度
パスワード	本人限定受取郵便	本人限定受取郵便	簡易書留郵便	簡易書留郵便
交付媒体	オンライン	オンライン	CD－R (本人限定受取郵便)	FD (本人限定受取郵便)

ドして印刷

- ・申込書に記入や署名し、実印を押印

④必要な公的書類

- ・住民票の写し(コピー不可)、印鑑登録証明書
- ・事業所名の記載を希望する個人事業主は、事業所名称や住所記載の公的書類
- ・法人名を含める属性型は、法人の登記事項証明書、法人印鑑証明書
- ・電子証明書記載事項が変更なく、有効期限2ヶ月前であれば、初回の公的書類を継続取得に流用可能

⑤利用代金の支払い

- ・利用代金は郵便為替で支払い

⑥申込書等の送付

- ・申込書、公的書類、郵便為替払込金受領書(写)等を簡易書留で送付

⑦パスワード等の入手

- ・パスワード(第1、第2のキー)、電子証明書ダウンロードソフト(CD)、返信用葉書等を、本人限定受取郵便で受領(受取代人による受領可能)

⑧電子証明書の入手

- ・電子証明書は、第1、第2のキーとダウンロードソフト(CD)を用いてオンラインで入手(デスクトップに格納)

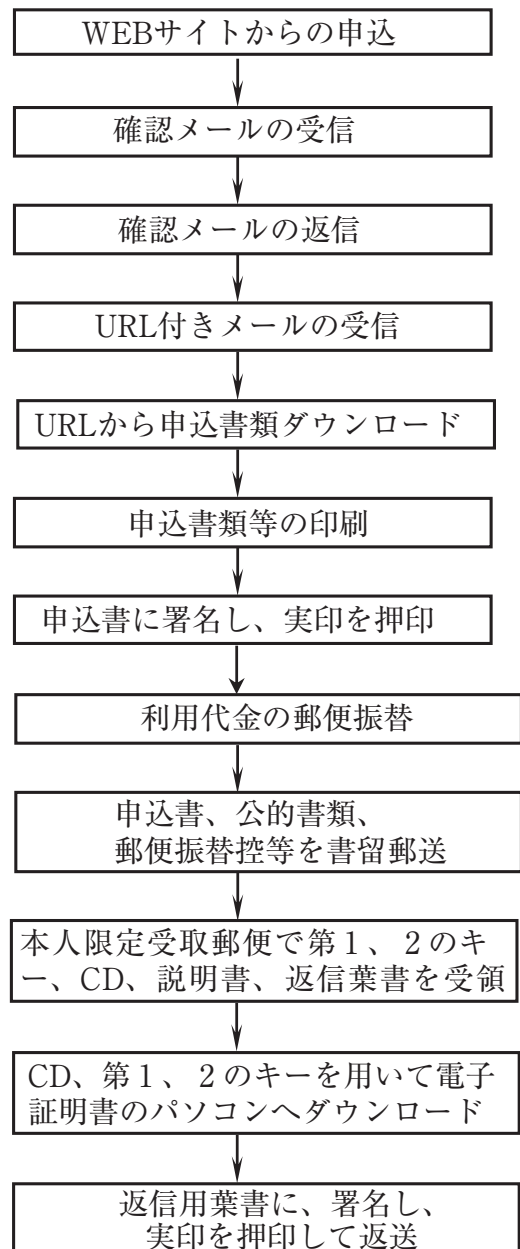
⑨返信用葉書の返送

- ・返信用葉書に署名し、実印を押印して返送

2. 入手手順

日本認証サービス㈱からの購入手順は概ね下記のとおりになります。

うになります。



3. 入手後の処理

パソコンにダウンロードした電子証明書は、FD や USB 等の外部メモリに格納して第2のキーとともに秘匿し、申請人利用登録に備えます。なお、ダウンロードしたパソコン上の電子証明書は削除することをお勧めします。

Ⅲ 日本商工会議所

ーファイル形式の電子証明書ー

(<http://ca.jcci.or.jp/>)

1. 特徴

個人事業主及び法人勤務者が対象で、個人事業主の場合、事業所名及び住所記載のある公的書類が必要です。電子証明書はオンラインでダウンロード入手します。

①料金（税込）、有効期間

- ・料金（1枚）：14,700円（有効期間：2年30日）
商工会議所会員に料金割引有り

②販売対象等

- ・対象は、個人事業主（特許事務所経営者、共同経営者等）及び法人勤務者（特許業務法人その他法人に勤務する勤務弁理士や社員等）です。法人でない特許事務所に勤務する弁理士は購入できません。

③申込み

- ・日本商工会議所のWEBサイトから申し込み、利用申請書等をダウンロードして印刷
- ・利用申込書等に記入や署名し、実印を押印

④必要な公的書類

- ・利用者の住民票の写し（コピー不可）、印鑑登録証明書
- ・個人事業主は事業所名及び住所記載のある公的認证书類

事業所名及び住所記載のある公的書類としては、日本弁理士会が発行する弁理士登録簿の登録事項に関する証明書（有料）を利用可能です。

他に、税務署の受付印のある確定申告書、決算書、各種届出書、労働基準監督署等の受付印のある各種届出書等、更には納税証明書や事業証明書も可能です。

- ・法人の下で勤務する弁理士は、法人の登記簿謄本と印鑑証明書

⑤利用代金の支払い

- ・請求書を受領してから「ゆうちょ銀行」へ支払い

⑥利用申請書等の送付

- ・利用申請書その他必要書類を日本商工会議所（東京）へ書留郵便により郵送

⑦パスワード等の入手

- ・パスワード、受領確認書等を本人限定受取郵便で入手（「受取代人」で受取り可能）

⑧電子証明書の入手

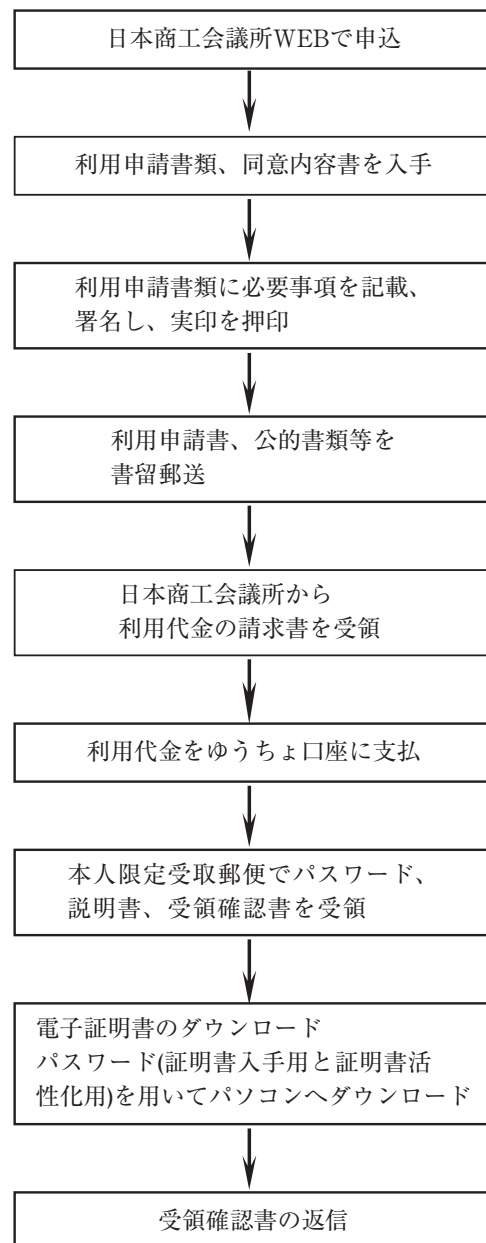
- ・電子証明書はパスワードを用いてオンラインで入手（例えばマイドキュメントに格納）

⑨受領確認書の返信

- ・受領確認書に署名し、実印を押印して返送

2. 入手手順

日本商工会議所からの購入手順は概ね次のようになります。



3. 入手後の処理

パソコンにダウンロードした電子証明書は、FD や USB 等の外部メモリ等に格納してパスワードとともに秘匿し、申請人利用登録に備えます。なお、パソコン上の電子証明書は削除することをお勧めします。

Ⅳ (株)中電シーティーアイ

—ファイル形式の電子証明書—

(: <https://repository.cti.co.jp/G2B/>)

1. 特徴

電子証明書は CD - R にて本人限定受取郵便で受ける点、電子証明書の有効期間の開始月を 6 ヶ月以内で選択できる点に特徴があります。

①料金 (税込)、有効期間

- ・料金 (1 枚) : 18,900 円 (有効期間 : 2 年 1 ヶ月)
- ・料金 (1 枚) : 25,200 円 (有効期間 : 3 年 1 ヶ月)

②販売対象等

- ・誰でも個人電子証明書の入手可能、登記された企業名称や住所を証明書中に表示可能
- ・電子証明書の有効期間の開始月の指定可能 (6 ヶ月以内の月初から)

③申込み

- ・WEB サイト申し込み、利用申込書兼同意書等をダウンロードして印刷
- ・利用申込書兼同意書に記入や署名し、実印を押印

④必要な公的書類

- ・住民票の写し (コピー不可)、印鑑登録証明書
- ・事業所名を希望する個人事業主は、事業所名称や住所記載の公的書類
- ・勤務先企業の記載希望時は、上記とは別に謄本や印鑑登録証明等が必要

⑤利用申込書兼同意書等の送付

- ・利用申込書兼同意書、公的書類等は簡易書留で郵送

⑥料金の支払い

- ・利用料金の支払いは、電子証明書受取後、請求によって後払い

⑦パスワード等の入手

- ・パスワード (暗証番号)、受領書等は簡易書留郵便で入手

⑧電子証明書の入手

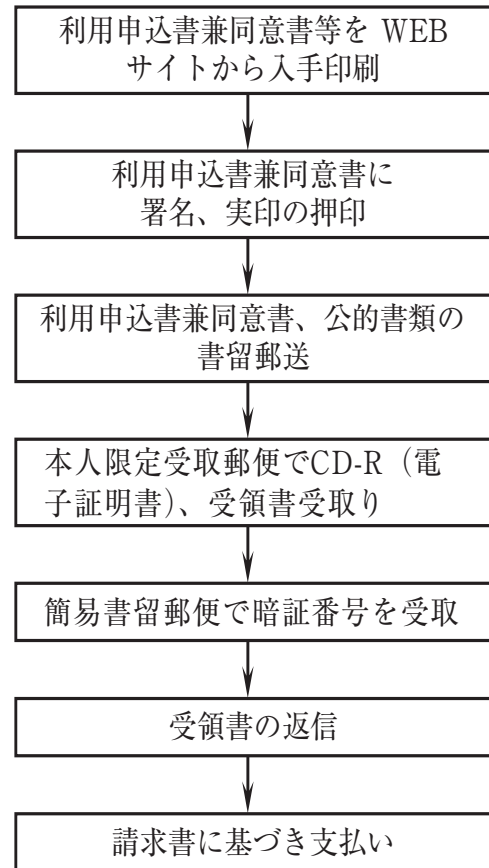
- ・電子証明書は CD - R で本人限定受取郵便にて入手 (受取代人で受取可能)

⑨受領書の返信

- ・受領書に署名し、実印を押印して返送

2. 入手手順

(株)中電シーティーアイからの購入手順は概ね次のようになります。



3. 入手後の処理

電子証明書の格納された CD - R は、そのまま申請人利用登録に備えて暗証番号とともに秘匿します。

Ⅴ セコムトラストシステムズ(株)

—ファイル形式の電子証明書—

(: <http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html>)

1. 特徴

電子証明書は FD にて本人限定受取郵便で入手する点に特徴があります。

①料金 (税込)、有効期間

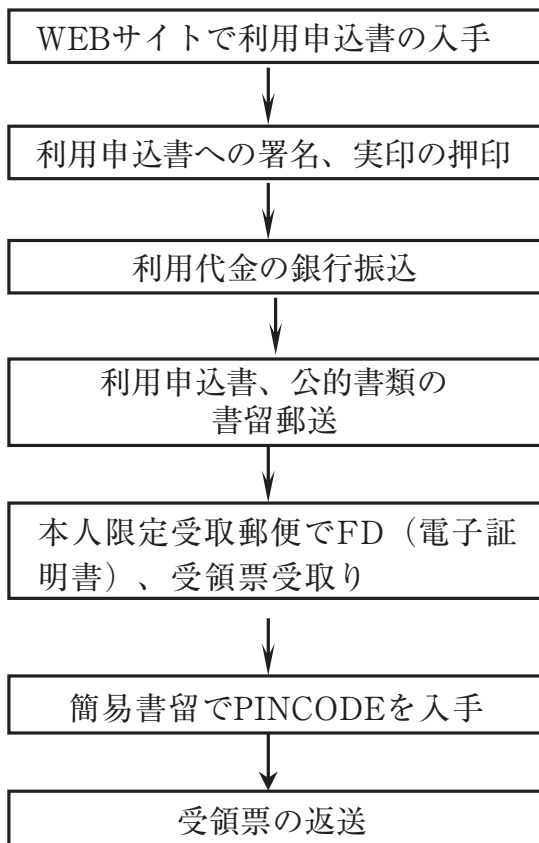
- ・料金 (1 枚) : 17,220 円 (有効期間 : 2 年 1 ヶ月)
- ・料金 (1 枚) : 23,940 円 (有効期間 : 3 年 1 ヶ月)

②購入対象等

- ・誰でも個人電子証明書(基本型証明書)の入手可能
- ③申込み
 - ・WEB サイトから同意書規定類を入手し、利用申込書をダウンロードして印刷
 - ・利用申込書に記入、署名し、実印を押印
- ④公的書類
 - ・住民票の写し(コピー不可)、印鑑登録証明書
- ⑤料金の支払い
 - ・利用料金は銀行振込み
- ⑥利用申込書の送付
 - ・利用申込書、公的書類を簡易書留等により郵送
- ⑦パスワード等の入手
 - ・パスワード(PINCODE)、受領票はFDにて簡易書留郵便で入手
- ⑧電子証明書の入手
 - ・電子証明書はFDにて本人限定受取郵便で入手
- ⑨受領票の返送
 - ・受領票に署名し、実印を押印して返送

2. 入手手順

セコムトラストシステムズ(株)からの購入手順は概ね次のようになります。



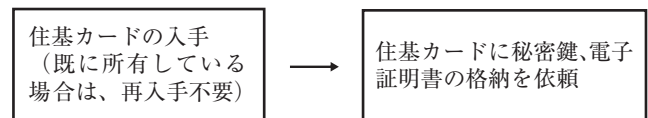
3. 入手後の処理

電子証明書の格納されたFDは、そのままPINCODEとともに秘匿し、申請人利用登録に備えます。

Ⅵ 公的個人認証サービス(住基カード)

1. 特徴

公的個人認証サービスは、住民基本台帳カード(住基カード)に電子証明書を格納したICカードで、住民基本台帳カードの入手が前提となっています。



住民基本台帳カード(住基カード)は、カード表面に氏名のみが表示される「写真なし住基カード」、氏名、住所、生年月日及び写真が表示される「写真付き住基カード」があり、何れも利用可能です。

認証局(発行元): 市区町村(地方公共団体)

認証サービス名: 公的個人認証サービス

料金: 1,000円程度～(地方公共団体によって異なります。)

有効期間: 3年(住基カード自体は10年)

2. 入手方法

公的個人認証サービスは、住民票のある市区町村へ出向いて交付を受けます。住民基本台帳カード(住基カード)を持っていない場合、まず、カードの交付を受け、これに秘密鍵と電子証明書の格納を依頼します。

交付を受ける際に、窓口で住基カード用と電子証明書のパスワードを求められますから、予め決めておく良いでしょう。

3. 利用上の注意点

公的個人認証サービスを使用するには、「ICカードリーダー」とこれを動作させる「ドライバーソフト」に加えて、「公的個人認証サービス利用者クライアントソフト」が必要です。なお、パソコンによっては「Java実行環境」も必要です。

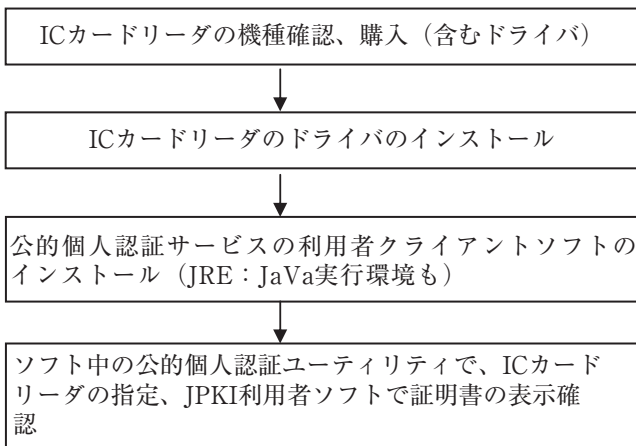
利用できる「ICカードリーダー(ライター)」の一覧と、「公的個人認証サービス利用者クライアントソフト」の入手先「公的個人認証サービスポータルサイト」は、交付を受けた市区町村から配布される資料にあり

ます。

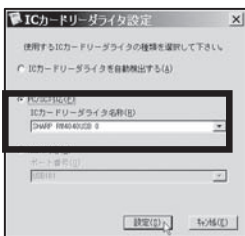
市区町村毎に使用可能な「ICカードリーダー」が異なります。「ICカードリーダー」の機種を確認し、メーカーのWEBサイトや量販店から購入するとともに、「公的個人認証サービス利用者クライアントソフト」をパソコンにインストールします。

4. 入手後の処理

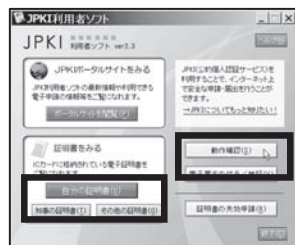
以下の処理を経て申請人利用登録に備えます。



特に、公的個人認証ユーティリティで「ICカードリーダーの指定」と、証明書表示ツールで「証明書の表示」をすることが大切です。さらに、「インターネット出願ソフト」の環境設定で、「ICカード」の設定も必要です。



(ICカードリーダーの選択設定)



(電子証明書の表示確認)

Ⅶ 法人電子証明書

1. 特徴

特許業務法人，株式会社，有限会社，その他法人が手続きする場合に必要な法人電子証明書は，法務省電

子認証登記所から入手します。

実質は，法人が，自ら準備（購入）した商業登記用ソフトウェアを用い，秘密鍵と公開鍵のペア鍵を作成し，その公開鍵を法務省電子認証登記所に登記して証明書を得るとともに，商業登記用ソフトウェアを用いて秘密鍵と電子証明書（公開鍵を含む）からファイル形式（PKCS#12）の法人電子証明書を作成します。

「日本電子認証(株)」が，ファイル形式の法人電子証明書を有償でICカード化するサービスを提供しています。しかし，「2章 インターネット出願に利用可能な電子証明書とその選択方法」で説明したように，ファイル形式のまま管理の方が良いと思います。

法務省電子認証登記所「商業登記電子証明書」

有効期間：数ヶ月～数年

：<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>

2. 商業登記用ソフトウェア

商業登記用ソフトウェアには以下のようなものがあります（平成 21 年 3 月現在）。

株式会社 NTT データ

<http://www.nttdata.co.jp/services/syoumei/>
NEC ソフト株式会社

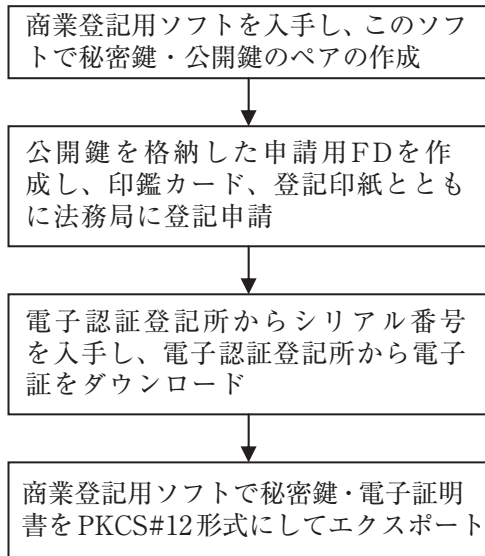
<http://www.necsoft.com/soft/comcertassist/>
株式会社日立製作所

<http://www.hitachi.co.jp/Prod/comp/app/pki/ninshou/>

その他

商業登記用ソフトウェアを入手後，この商業登記用ソフトウェアを用いて以下の手順で法人電子証明書を入手します。

3. 入手手順



Ⅷ 入手した電子証明書の扱い

1. ファイル形式の電子証明書

インターネット出願を利用するには、次号で説明するように、インターネット出願ソフトを用いた「申請人利用登録」の過程で、ファイル形式の電子証明書から「証明書ストア」を作成するとともに、識別番号と電子証明書を特許庁に登録します。「証明書ストア」はUSBメモリ、MO、ハードディスク等に暗号化して格納したもので、通常、「証明書ストア」を使用して特許庁と手続きします。オリジナルの電子証明書を使用しません。

2. ICカード形式の電子証明書

インターネット出願を利用するには、次号で説明するように、ICカードをパソコンに接続し、インターネット出願ソフトを用いて「申請人利用登録」を行い、識別番号と電子証明書を特許庁に登録します。

「申請人利用登録」後は、特許庁との手続きの都度、ICカード自体をパソコンに接続して手続きを行います。

Ⅸ 電子証明書入手に当たっての管理

1. 住民票及び印鑑登録証明書等の管理

電子証明書を入手するために「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」等を取り寄せる必要がありますが、言うまでもなく、それらを認証局に送付するまでの過程でも管理に注意を払う必要があります。

2. パスワード等の管理

ファイル形式の電子証明書を使用する場合、認証局から入手したパスワード等が表示された書類等は、インターネット出願ソフトに電子証明書をインポートして証明書ストアを作成した後、当面、使いません。使用中のパソコンが壊れて復旧させる場合や、新たに証明書インポートをする際に必要となりますから、秘匿しておきます。

なお、ICカード形式の電子証明書を使用する場合、認証局から入手したパスワードは常時使用しますから、その管理には十分注意が必要です。

3. 電子証明書の管理

ファイル形式の電子証明書を使用する場合、認証局から入手したオリジナル電子証明書は、証明書ストアを作成した後には使いません。しかし、使用中のパソコンが壊れて復旧させる場合や、新たに証明書ストアを作成する場合等に必要となりますから、秘匿しておきます。

特に、認証局からオンラインでダウンロードした際、電子証明書がパソコンのデスクトップ等に格納されて第三者が見られる状態にある場合、速やかに別の記憶媒体に移し、パソコン上の電子証明書を削除する等の処理をお勧めします。

ICカード形式の電子証明書を使用する場合、常時、この電子証明書自体を使用しますから、ICカード自体の管理が大切です。

X まとめ

電子証明書の入手に一定の期間が必要で、来年（平成22年）になると各認証局への申請が増加し、入手するまでの期間が長引くかもしれません。

そこで、移行条件が整っていれば「インターネット出願ソフト」へ早めに移行しても良いと思います。

さらに、平成22年1月には、オンラインPCT出願機能である「国際出願」機能が「インターネット出願ソフト」に搭載される予定ですから、遅くとも、今年12月までに「電子証明書を入手」するとともに「申請人利用登録」を済ませ、平成22年1月には運用移行した方が良いのではないのでしょうか。

（以上 2, 3章担当 斎藤美晴）

参考文献

- (1) (独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願の概要」(平成 20 年 8 月)
- (2) (独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願ソフト (i161 版)」の「操作マニュアル」(平成 21 年 4 月)
- (3) (独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願簡単操作ガイドのご案内」(平成 21 年アニメーションマニュアル)
- (4) (独) 工業所有権情報・研修館ホームページ「インターネット出願の事前準備」(平成 21 年 4 月) (http://www.inpit.go.jp/pcinfo/procedure/in_preparations.html)
- (5) 改訂版「インターネット出願」(斎藤美晴著, 平成 21 年 5 月 (社) 発明協会発行)
- (6) ファイル形式の個人電子証明書 (民間認証局: 平成 21 年 3 月)
 日本認証サービス(株): <http://www.jcsinc.co.jp>
 日本商工会議所: <http://ca.jcci.or.jp/>
 (株)中電シーティーアイ: [https://repository.cti.co.jp/G2B/セコムトラストシステムズ\(株\):http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html](https://repository.cti.co.jp/G2B/セコムトラストシステムズ(株):http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html)
- (7) IC カード形式の個人電子証明書 (民間認証局: 平成 21 年 3 月)
 日本商工会議所: <http://ca.jcci.or.jp/index.html>
 (株)中電シーティーアイ: [https://repository.cti.co.jp/G2B/セコムトラストシステムズ\(株\):http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html](https://repository.cti.co.jp/G2B/セコムトラストシステムズ(株):http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html)
 四国電力(株)
- : <http://www.yonden.co.jp/business/ninsho/index.htm>
 東北インフォメーション・システムズ(株)
 : <http://www.toinx.co.jp/>
 日本電子認証(株): <http://www.ninsho.co.jp/>
 (株)NTT アプリア: <https://www.e-probatio.com/>
 ジャパンネット(株): <http://www.japanet.jp/>
 (株)帝国データバンク: <http://www.tdb.co.jp/>
 (株)ミロク情報サービス: <http://ca.mjs.co.jp/>
- (8) IC カード形式の個人電子証明書 (公的機関: 平成 21 年 3 月)
 市区町村「公的個人認証サービス (住基カード)」
 : <http://www.jpki.go.jp/guide/>
- (9) ファイル形式の法人電子証明書 (公的機関: 平成 21 年 3 月)
 法務省電子認証登記所
 : <http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>
- (10) 公的個人認証サービスポータルサイト (平成 21 年 4 月): <http://www.jpki.go.jp/>
- (11) 「Microsoft」及び「Microsoft Windows2000, Windows XP, Windows Vista」は Microsoft Corporation の米国その他の国における登録商標又は商標, 「Java」及び「Java」関連の商標及びロゴは米国その他の国における Sun Microsystems, Inc. の登録商標又は商標, 「Mac, Mac OS」は米国その他の国における Apple Inc. の登録商標又は商標, 「Linux」は Linus Torvalds 氏の米国その他の国における登録商標又は商標です。
 (原稿受領 2009. 4. 14)